

内管漏えい検査 委託の手引き

令和3年3月1日

新潟県魚沼市

内管漏えい検査 委託の手引き

目次

1. はじめに

2. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

(2) 基本要件

- 1) 認定要件
- 2) 欠格要件
- 3) 保安水準の確保
- 4) 自主保安業務の実施
- 5) 再委託への対応
- 6) 委託の取り消し等

(3) 定期漏えい検査の要件

- 1) 対象範囲
- 2) 必要資格
- 3) 業務実績
- 4) 関与・統制、信頼性
- 5) 効率的な運用

(4) 開栓時漏えい確認の要件

- 1) 対象範囲
- 2) 必要資格
- 3) 業務実績
- 4) 体制確保

(5) その他

- 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
- 2) 受託するための手順・手引き
 - ① 受託相談
 - ② 受託申請手続き
 - ③ 申請書類確認
 - ④ 委託先選定

3. 手引きの開示

1. はじめに

本手引きは、魚沼市（以下「市」という。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託要件の基本的事項

（1）前提

- ・市は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、市の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた自主的保安の取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

（2）基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね 10 名）以上確保しており、業務に従事させること。

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者
- ・委託の認定を取り消されてから 2 年を経過していない者
- ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき者と関係がある者
- ・その他、市が別途定める要件に該当する者

3) 保安水準の確保

- ・市は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ・市は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を市に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、市が定めた自主保安業務を実施すること。

- ・委託先は、市が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
 - ・委託先は、市が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して真摯に対応するよう努めること。
 - ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、市が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
 - ・委託先の管理者は、市が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。
- 4) 自主保安業務の実施
- ・委託先は、保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。
 - ①マイコンメーターの点滅有無確認
 - ②ガス警報器設置有無の確認及びお客さまに対し設置の促進
 - ③お客さまに対する点検結果のお知らせの説明
- 5) 再委託への対応
- ・委託先は、あらかじめ書面により市の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
 - ・委託先は、市と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
 - ・委託先は、再委託先を管理する方法を市へ事前に書面にて提出し説明すること。
 - ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を市に報告すること。
 - ・再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて市に提出すること。
- 6) 委託の取り消し等
- ・市は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
 - ・市は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
 - ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合、市は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。
- (3) 定期漏えい検査の要件
- 1) 対象範囲
- 対象となる業務は以下のとおりである。
- ①灯外内管の外観検査及び漏えい検査

②灯内内管の外観検査及び漏えい検査

③その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が、3か月以上または、内管検査員の資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ①委託先は、市と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ②委託先は、市と関与・統制、信頼性の確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 効率的な運用

- ・市は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ・委託先は、市が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は市が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、市が契約仕様書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

①訪問及びお客さまの確認

- ・該当するお客さま（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会によって、保安上の周知を確実に行う。

②灯内内管の漏えい有無の確認

- ・灯内内管の漏えい有無の確認を行い、屋内でのガス漏れに起因する事故を防止する。

③ガスメーターの状況の確認

- ・適切なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーターの機能と復帰方法を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

④点火試験

- ・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

- ・開栓業務に従事する調査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、開栓時漏えい確認または内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、3か月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、連続する休日（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。

2) 受託するための手順・手引き

①受託相談

- ・市は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、市が指定する窓口へ提出する。

③申請書類確認

- ・市は、受託希望者から提出された受託参加申請書（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

魚沼市ガス水道局 業務課 営業係

TEL：025-792-1118

FAX：025-792-1119

④委託先選定

- ・市は、保安水準の確保及び法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

〔定量的基準〕

- ・ 認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）など。

〔定性的基準〕

- ・ 保安水準の確保（企業、経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

3. 手引きの開示

- ・ 市は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」や問い合わせ窓口をホームページ等を開示する。
- ・ 市は、参入希望の問い合わせに対し、詳細説明を行う。

(様式1)

年 月 日

受託参加申請書

魚沼市長 様

(申請者)

会社名

住所

連絡先

項目	内容
① 商号又は名称	
② 代表者氏名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
担当部署	
担当者名	
⑤ 資本金	
⑥ 総従業員数(内社員数)	
⑦ 総事業所数	
⑧ 業務内容	
⑨ 希望する受託業務	定期漏えい検査 ・ 開栓時漏えい確認 (○で囲む)

(表)

<p>⑩ 必要な資格保有者数 (内社員数)</p>	<p>「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 資格保有者 名(名)</p>
<p>⑪ 受託に必要な業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の業務実績 ・ 検査員の業務実績 	
<p>⑫ 市との業務実績</p>	
<p>⑬ 体制の確保について (常用の要員確保、繁忙期や休日 に対応する要員確保等)</p>	
<p>⑭ 欠格要件 ※右記に該当するものを○で囲 む。ただし、1～3に該当する場 合は受託できません。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 破産手続き開始を受け復権を得ない者 2. 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者 3. 反社会勢力もしくは反社会勢力と非難されるべき者と関係がある者 4. <u>上記のいずれにも該当しない。</u>
<p>備 考</p>	